

# 公益財団法人 新潟県健康づくり財団 会員に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、定款第52条第2項の規定に基づき、公益財団法人新潟県健康づくり財団（以下「本財団」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

**第2条** 本財団の趣旨に賛同し入会したものを会員とし次の4種に分ける。

- (1) 普通会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 公益財団法人新潟県健康づくり財団がん征圧維持会員

(普通会員)

**第3条** 次の各号に該当し、本財団の目的、事業に賛同する法人並びに団体は、理事長の承認を得て普通会員となることができる。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けている法人並びに団体
- (4) 前号以外の法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により設立されている法人並びに団体
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第40条第1項に規定する特例民法法人
- (6) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (8) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人
- (9) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (10) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (11) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (12) その他(6)から(11)までに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

(特別会員)

**第4条** 前条各号に規定する以外の法人、団体並びに個人で、本財団の目的、事業に賛同するもの及び本財団に功労のあるもの並びに学識経験者は、理事長の承認を得て特別会員となることができる。

(賛助会員)

**第5条** 前2条に規定する法人、団体及び個人で、本財団の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(公益財団法人新潟県健康づくり財団がん征圧維持会員)

**第6条** 公益財団法人新潟県健康づくり財団がん征圧維持会員（以下「維持会員」という。）に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める維持会員細則による。

(理事会への報告)

**第7条** 理事長は新たに前各条の会員（以下単に「会員」という。）となったものについてその属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

**第8条** 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

(会員名簿)

**第9条** 本財団の会員名簿の様式及び記載事項は、所定の会員名簿（第2号様式）によるものとする。

(会費)

**第10条** 会員は、入会以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 普通会員 1口 10,000円以上
- (2) 特別会員 1口 1,000円以上
- (3) 賛助会員 1口 1,000円以上
- (4) 維持会員 別に定める細則による。

3 普通会員及び特別会員並びに賛助会員から会費が納入されたときは、所定の会費台帳（第3号様式）に記載しなければならない。

(会員の特典)

**第11条** 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が刊行する会報を無料で配付を受けることができる。
- (2) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。
- (3) 本財団の出版物を割引料金で購入することができる。
- (4) 本財団が主催、共催する研修会、セミナー等に無料で参加することができる。

(会費の使途)

**第12条** 第10条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

**第13条** 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
  - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき
  - (3) 正当な理由がなく会費を3年以上滞納したとき
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

**第14条** 普通会員及び特別会員並びに賛助会員が退会しようとするときは、所定の退会届(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第16条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

**附則**

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

**第1号様式（第8条関係）**

公益財団法人新潟県健康づくり財団会員入会申込書

私（弊社）は、貴財団の正会員（普通・特別・賛助等）として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。

記

1 入会希望時期 平成 年度（平成 年 月）

2 添付書類

① ○ ○ ○ ○

② ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者名）

印

公益財団法人新潟県健康づくり財団理事長 殿

公益財団法人新潟県健康づくり財団会員名簿

**第2号様式（第9条関係）**

会員種別	入会年月日	会員名		住所又は所在地	退会年月日	摘要
		氏名（法人名）	代表者名			

(注) 1. 会員種別は、普通会员、特別会員、賛助会員等の区別を記入する。

2. 会員名欄の代表者名は、会員が法人又は団体の場合に記入する。

3. 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

4. 退会年月日の欄は省略し、摘要欄に退会理由と併記してもよい。

会 費 台 帳

第3号様式 (第10条関係)

会員氏名 _____			
区 分	納入年月日	金 額	摘 要
会 費	年 月 日	〇〇〇〇円	
平成 年 月分			

(注) 摘要欄は、納入遅延その他必要な事項を記入する。

第4号様式 (第14条関係)

公益財団法人新潟県健康づくり財団会員退会届

私 (弊社) は、貴財団の正会員 (普通・特別・賛助等) を退会するのでお届けします。

退会予定期日      平成    年    月    日

平成    年    月    日

氏名 (法人名・代表者名)

⑩

公益財団法人新潟県健康づくり財団理事長 殿